告示

○外務省告示第四百十二号

昭和三十八年九月十四日に東京で作成された「航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約」の締約国につき、平成二十八年十月十二日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年三月九日外務省告示第百八号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十七年四月十二日	平成十七年七月十一日
ニウエ	平成二十一年六月二十三日	平成二十一年九月二十一日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十六日	平成二十七年三月十六日

平成二十八年十月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十三号

平成二十八年十月十四日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　清水久継在モーリタニア大使

モーリタニア側　エル・モクタール・ジャイ経済・財務大臣

平成二十八年十月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字井手浦字新手六八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新手六八一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字屋敷ノ上四三七八、字清水四三九三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡筑前町弥永字湯ノ口七五七、字ノキマツ一一三九、字仙道一六一三、一六一七の一、字開山一六四五、一六四六、一六六三の一、字杉谷一六六七、一六七一の一、一六七三の一、一六八八から一六九三まで、一六九四の一、一六九五、一六九六の一、一六九六の二、一六九七、一六九九の一から一六九九の三まで、字梨木城一七〇二、一七〇四から一七〇六まで、一七〇七の一、一七二二、一七二四、一七二六の一、一七三四、一七三五の二、一七三八、字桜川一七四九の一、一七五〇の一、一七五一の一、一七五三の一、一七五六の一、一七五六の二、一七五九、一七六一の一、一七六二の一、一七七四、一七七九、字大神山一七八四、一七九三の二、一七九三の三、一七九八の一、栗田字溝落八の五、八の四八、八の四九、八の六二、八の六七、九の一、一六から一八まで、二二の一、二二の四、二二八、三〇、三三から三六まで、四〇、四六、五三、六〇、六四、六七、七三、七五、九一の一、九二の一、九七の一、一〇五の一、一〇七、一一〇の一、一一九、一二〇の二、一二一、一二四、一二五、字長福地二三四の一、二三八、二七〇、二七一、字釜寺三一七の一、三五〇、三五二の一、三九七の二、四一九の一、四二一、四二六、四二七、四二八の一、四二八の二、四二九、四三〇、四三八の二、四四〇の一、四四一、四四二の一、四四四、四四五、四八三、四八八、五〇一の二、五〇七の二、五一〇、五一三、五一四、五二三、五二五、五二六の一、五二六の二、五二六の四、五二七から五二九まで、五三一、五三三、五三五、五三六、五四一、五四二、字堂ノ浦五四九から五五一まで、五五六、五六〇の一、五六一、五六二、五六九、五七八、五八〇の一、五八〇の二、五八三の一、五八三の三、五八四の一、五八四の三、五八五の一、五八七の一から五八七の三まで、五八九の一、字宮ノ前六〇二の一、六〇二の三、六〇四の一、字谷川二一四四の一・二一四四の三・二一五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二〇の一、一九七四の一、一九七四の二、二〇六八の一、二〇九八の二、二一〇一の四、二一〇一の七、二一〇一の一四、二一〇一の二四、二一〇一の四一、二一〇一の六四、二一〇七の二、二一四五、字椎木二一七〇・二一七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一五九の一、二一六一の二、二一六三、二一六七、二一六九の一、二一六九の二、二一七一、二一七三、二一七四、二一八二の一、二一八二の二、二一八九、字本谷二一九六の四、二一九六の二一、二一九六の二五、二一九六の二九、二一九六の三〇、二一九六の三三、二一九六の三八、二一九六の三九、字上宮二一九七の二〇（次の図に示す部分に限る。）、二一九七の九、二一九七の一五、二一九七の一九、二一九七の二一、二一九七の二二、二一九七の三〇、二一九七の三一、二一九七の三四、二一九七の三六、二一九七の三七、二一九七の四〇、二一九七の四二、二一九七の四八、二一九七の五八、二一九七の六四、二一九七の六七、二一九七の八七、久光字仙道一の一、二の一、二の五、六の一、一四の一、一四の二、一六の一、一六の二、三二、三五、三六、三九の一、三九の二、四一の一、四一の三、七一、八〇、八三、八六、字峯町三四五の一、三四五の三、三五一、三五六から三五八まで、三六三から三六六まで、三六八、三七三、三七四、三七七、三八三の一、三八六の一、三八七、三八八、三九一、三九八の一、四一〇から四一二まで、四一九、四二一、四二二、四六九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）